

7 災害等の被害に伴う資金繰りや経営再建について、お困りの方へ

災害等の被害に伴う資金繰りや経営再建に利用できる日本政策金融公庫の「農林漁業施設資金」と「農林漁業セーフティネット資金」についてお知らせします。

制度の種類	制 度 の 内 容
農林漁業施設資金 (災害復旧)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金 ①融資限度額：負担額の100%又は1施設あたり1,200万円の いずれか低い額 ②融 資 期 間：15年以内（うち据置期間3年以内） ③利 率：0.20～0.22%(H30. 7. 19現在)
農林漁業セーフティ ネット資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 ①融資限度額：(一般) 1,200万円以内、 (特認) 年間経営費等の12/12以内 ②融 資 期 間：10年以内（うち据置期間3年以内） ③利 率：0.20%(H30. 7. 19現在)

※林業施設整備等利子助成事業

被害等を受けた林業者等が行う、農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金等の借入れに対して、最大2%の利子助成が受けられます。

【留意点】

- ・資金の借入に当たっては、市町村長が発行する「り災証明書」が必要です。

【日本政策金融公庫の問合せ窓口】

窓 口	電話番号
(株)日本政策金融公庫 岡山支店(林業水産課)	086-232-3612

【その他】

- ・林業・木材産業改善資金を既に借り受けている方は、定期償還金の償還猶予が受けられます。(最終償還期限の変更はできません。)

【問合せ先】県庁林政課、県民局森林企画課、地域事務所地域森林課

⇒ 問合せ先は、最終ページをご覧ください。